

受付期間

2月16日(月)
~3月16日(月)

令和8年度(令和7年中)の申告が始まります

問 税務課 ☎33-1118

令和7年1月1日から令和7年12月31日の1年間の所得の状況を申告するものです。

申告は、所得税や令和8年度の町県民税を決定するだけでなく、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定基礎となる非常に重要なものです。

所得税の確定申告は、ご自宅のパソコンやスマホによるe-Taxで申告できます。混雑緩和のためにも、できるだけご自身でe-Taxを利用した申告をお願いします。

e-Taxについて詳しく知りたい方は、右記の二次元コードからご確認ください。



申告について

申告が必要な方(4ページのフローチャートも参考にしてください。)

令和8年1月1日現在、多度津町内に住所がある方。
ただし、次のいずれかに該当する場合は、申告の義務はありません。

- ①所得税の確定申告書を税務署に提出済み(予定)の方
- ②前年中の所得が1か所からの給与所得のみで、勤務先で年末調整済みの方
- ③公的年金収入(400万円以下)のみの方

※申告の義務がない方でも、各種控除を追加する場合には申告が必要です。

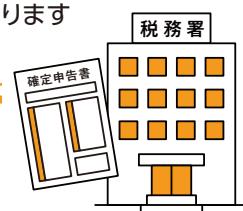
※所得がなかった方でも、所得課税証明書の発行や国民健康保険税等の軽減判定のためには申告が必要です。

所得がなかった旨の申告は申告受付期間(2月16日~3月16日)後でも税務課窓口にて受付可能です。

次に該当する方は、
税務署で申告を行ってください。

- 青色申告をする方
- 譲渡所得(株式、土地、建物の売買)の申告をする方
- 死亡した人の申告をする方
- 過年度の確定申告や修正申告をする方
- 初年度の住宅借入金等の特別控除を受ける方
- 個人事業者の消費税および地方消費税などの申告をする方

※申告会場にお越しいただいても、申告の内容により税務署に案内する場合がありますのでご了承ください。



申告に必要なもの

令和7年中(令和7年1月1日~12月31日)の所得金額が分かるもの

- ・給与所得、年金所得のある方は、令和7年分の源泉徴収票(企業年金等を含む。)
- ・事業所得(農業、営業、不動産など)のある方は、収入と経費が分かる帳簿や収支内訳書など
- ・報酬の支払調書、配分金等の支払証明書、個人年金の支払証明書など

各保険料の控除証明書(社会保険料、国民年金保険料、生命保険料、個人年金保険料、地震保険料など)

医療費控除またはセルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書(あらかじめご自身で計算をし、用紙にご記入の上、提出してください。)

※領収書での受付はできません。

※医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできませんのでご注意ください。

障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳・療育手帳など

税務署からの案内はがき(送付されている方のみ)

還付を受ける場合は、受取口座(申告者本人名義のもの)が分かるもの(通帳など)

新たに所得税の口座振替を希望される場合は、口座が分かるもの、金融機関の届出印

「マイナンバーカード」、マイナンバーカードを作成していない方は

「通知カードと運転免許証などの本人確認書類」(*いずれもコピーでも可)

